

たとえば白柿市大字白柿とか
 本坪石問題に於ては大字
 風成町んかさ含むたとえは
 たゞ適茶とかいかいりきりなると
 石ころ人々は後ろに添付され
 ていし園園A区域に於いて
 ころ種めくときを管むるとか
 石きくと書いてありきりなると
 けい
 くれは白柿市漁業協同組合の
 行使規則として有効なり
 石ころの期間中は

153

とらるるが 乙第四号証に添付された
 ところから 今この圖面はA区域に
 A区域を 部分的に放棄して
 しきり するに
 今さういふ 寺例 として 考
 へ下さいと
 するしきりと 行使規則の変更
 手續をとりなすに 現実に何
 A区域はなかりと して
 埋めてしまえぬ。
 とらるるが 行使規則はA区域
 に して 風成の人や 白
 一是の資格を有する人 等は

俺の行儀規則によれば、ちやんと
 俺の行儀規則によれば、ちやんと
 うにやうして、と
 きたるは有効な行儀規則た
 といふは、
 ブルすう起りがぬがいに、
 けい、むろ改正察を、
 いく、察を置、
 理由の序にあり、
 いく、か、
 想定したん、
 私、
 衣

はい

い、私か、お聞きし、す、ため、

当、総、件、う、お、ら、む、し、ろ、い、ろ、ん、う

じ、マ、リ、い、か、と、行、候、規、則、の、変、更

さ、書、い、て、お、け、だ、

随、幕、禮、放、幕、の、場、合、は、変、更、を、件

う、か、ら、う、と、い、う、と、お、り、

それ、は、倉、ま、ゆ、よ、か、ら、う、い、ら、ん、と

い、ろ、く、と、に、な、ら、ん、た、ん、い、マ、リ、い、か

と、い、ろ、質、問、な、ん、ぶ、す、よ、

え、え、それ、を、裏、ま、し、て、と、い、ろ

そ、う、い、ろ、之、法、を、改、正、し、ま、す、

と、一、た、理、由、に、今、お、始、め



15

きりな事能かき終り考え

うれてきたと思ひます

その後検討して結局政府

原案にはこの規定が不適か

れなかりましたといふことに

なしてあつても事あるにせう

ます。

またあつて、岡村弁護士のほかに

ら、詳細には尋ねしきりつけられ

とも、あなたから今日、酒場

前通のこのとき、いろいろお話しに

なり、きりな事能かき終り考え

きりな事能かき終り考え

取高技印 九彩の一

1

通場計画といふ新通業法の中

の生てきた計画

通民といふのけどうかに

位置づけられてきたん

といふ通民といふ直接自

取と通民の皆さんが通場計

画の中は正義されてきたん

るすか

法律の規定は知寺か通場

計画を是れといふと

通業法の目的は通業者

及び通業従事者を主

と



制度改革の最大のわらいと
先ず冒頭に
なりていかなぬ。

すなずく

今証人か
知事か

三行目には
知事か

漁業権の所有
行使
地適

場の利用
漁民の
声

世論調査に
把握し
き

形に
なり
て
なり
ぬ

はい

新漁業法に
よる
漁

取
漁民
の
か

場
上
軽視
され
とい
ぬ

なりとら金銀ありきせん

たね

けい

そとに証書新酒蒸法の中にも

今に証書かあ、た、り、り、り

立場に置かれていよ、い、り、り

実質的な全体的酒氏、り、り、り

直接利害関係さ有す、り、り、り

り、り、り、り、り、り、り、り、り

り、り、り、り、り、り、り、り、り

り、り、り、り、り、り、り、り、り

り、り、り、り、り、り、り、り、り

り、り、り、り、り、り、り、り、り

先程の適業審査会
の
か

そりそり

結局、審査会のと何々々々存

知りかたんと
結局、水産

舟の属案と
かたきと

の証人か
証人百と

三乗の
越員と

そりいり
たんと

そりか
たんと

え、結局、適業審査会
みずから

是れ、適民に見
針す

そり
適場の使
い方も



適民自身が考えらる適民

自身の手によらる適場の

管理をすよるれが原則

るるさいき

るすからそれか適業法の

目的にも掲げてりよ通りの

とさいきすのるきかはり

ていたと思ひますけれども

むしろうたか考えらる

ますのは

りやるいん何あつた個人の

考えは願うきやん

157

の立法趣旨を厚いて直接は
 す。あつた自身は直接は
 周知して知られたい。と
 ええ、さうなんです。
 ですから、私自身は、私自身
 の考え、か、申上げたい
 せん。
 わかりました。
 さくは、先程政府提案から付
 省かれたとあつたし、ただ
 かい、さうあつたか、質問に
 した。メモといふのは、誰の
 にあつたメモですか。

寺持、企画室にておいて改正

作業に参画してありませう

た、佐々木、佐々木は現在お

る人です。現在、水産庁の

佐々木、研究一課、部長のメモを

お読みです。さうメモを

現在、預り、新、役所に持

てありませう。

その方は内閣法制局にて討議す

るときに参画された人です。か

ええ、さうです。挨拶の記録

したメモを、お読みです。た

たかしの

裁

判

所

ふすか

はい

そこの直接参画した水産庁の

最高責任者だ。どなたか岩本と

寺持の企画室長は

申す

それから法律事務所は

り同名ふすか佐々木事務所

全なメンバーは

そして現在の一保長さんだけ

とうりいり立場を参画されたん

ふすか

漁業権にアス技肩

いざいさす。さうさう適業の

真能い。それをも適業法の

改正に反映させよ意味だ

と。糸は思ひます。議論の模様は

さう時の細かき討議の模様は

もちろんな。お聞きにアッていま

せんね。

はい。私さうう佐々木隊長に

周います。みたん。下か。記憶

かほとんと。なさいと。

メモかあ。から。と。い。う。と。

と。あ。け。る。さ。う。メ。モ。を。借。り。た。

あ。け。る。さ。う。メ。モ。を。借。り。た。

207

りつ お借りになりましたか。

昨年の七月にございませう。

206

昨年の七月に初めてさうい

うにございませう。

私は初めてございませう。

205

その佐々木以外に個人的な

ものもななく。公のものとし

て水産庁はとうとう立場が

ら、三奈の二さ入れといた

か、それが内閣法制局でどう

して、それはいらんといい

とに、たが、公のものとし

ては残っていませんか。

200

200

その点については、余羽寺に
 たいふすか、見事りせん
 した。

そのすよと、佐々木さん
 は、大体一〇年ほどに
 たります。

一〇年ほど、とがきりな
 存して、おらんすか、
 寺持の、うう改正にかか
 り、

ソウなんな、素案、それか
 佐々木さん自身か、改正
 素に、あいて、うう

五三三三三 九号の一



<p>したものの、それを一拾して 水産庁の企画録のほうに 保存すよきに預けておき いさす。新らしく借り て今うとくろ新うけらる 帰着してり、次第におさ いさす。</p>	<p>210 そのメモ用紙は何枚は 大学ノートは四冊ほど いさす。</p>	<p>211 そのすゝと初めの経過 ざつとソリス、書いて おさす。</p>
--	---	---

0

0



ええ

少なくととも 佐々木さんか 関子さ
れた経過は 下々と書いてある
わけですわ

ええ、むしろよろしくメモは法制
局審議のまじりなメモだと
思っています

21

しかし、四冊共の法制局審議の
メモは、いま書いてある（中略）

いえ、そうする（中略）

通業法の桐亭改正部分か

（中略）水産業協会の

組合の改正も（中略）

法務局の第五課令のらり

母令のる。又是が相寺大部

にたしてたす

217

そのノートの序には水産庁のほ

りから水産庁の原案に何故

入れなければならぬか

と聞いては説明は

ありませぬか

はい、それがその裏

と聞いては理由か

新自身も固っていよん

るは政府のほうから何か提

案されるところは、その

217



ないかとか、何か仮に内閣法制
 局のほうから、何か仮に内閣法制
 それに対して、あつたか、先程
 の証言が、あつたか、先程
 経産省のほうから、あつたか、先程
 水産庁のほうから、あつたか、先程
 水産庁のほうから、あつたか、先程
 局のほうから、あつたか、先程
 形から、あつたか、先程
 審判から、あつたか、先程
 最も重要な点から、あつたか、先程
 いま、それでは、あつたか、先程
 佐々木さん自身に、あつたか、先程

法務部 九号の一

周リたところになり、
ちよと待たて下さい。

メモには、いさよん

佐々木さん、ほとんど
己憶に

な、といくた、たのぬ

肝心なところだけ、
たのぬ

つて、固まるとぬ、
先程、
たのぬ

水産庁の役人から、
先程、
たのぬ

た、な、学識経験者、
やう

周係随民など、
エ、エ、人、
中央

不、集められ、
の、何、大

変だと思ふ、
の、意、見

それから、
都道府県知事、
の、意、見



なとをきお聞きにしよう

そぐりく経過を経過してきた

ものについでもしそれとも

水産庁のほりくの水産庁の趣旨

は金かたされていくといくと

なうば問題ないかもしれない

けれども水産庁の条令が

間違いだといくるとになれば

そつうメモから中心にならんいや

ないかしよう。あうきせんた

自分違かようんや人う意見

聞きなううれかいいゆ

条令とりうは水産庁と



最高裁印 九村の一

むしろメモは法制局参考書の

発言メモを収めてあり

また、それらもその

へんの経緯を明らかにした

書類は資料かと思つて探し

たんずか、先程申し上げ

た通り見事なまでにした

乙第五号証の二八ページを添へて

217
二八ページに、細合員たる漁民

各自が有する漁業を管む種

別の法的性格を書いてあり

ますね。

うなずく

個人法上の財産権と同様の法的
 保護を及ぼす財産的権利と
 あり云々といふと一種の
 物権的権利とありと解す
 といふといふと行政部長の
 解既に
 ありといふなり

それと云ふと専ら
 法之九条との関連
 あり個人財産権を
 奪ふ
 場合の憲法九
 条の関連あり
 ありといふ
 ありといふ
 ありといふ



母さんか。

知らうか。いんふくか。推量か。

う申上げて。

い。推量。はなれて。何冊か。

書いて。あ。申は。書いて。あ。

り。さんか。

あ。さんか。

つ。今。お読み。さ。だ。

之。ハ。ページ。に。書。いて。あ。い。え。

或。差。種。か。た。と。え。は。本。年。に。い。え。

直接。共同。漁業。種。を。持。て。

り。関係。漁。民。周。題。の。箇。所。

一致。協力。して。反。知。

関係。漁。民。か。一。致。協。力。し。て。反。知。

関係。漁。民。か。一。致。協。力。し。て。反。知。



ても放棄予統か取られてし
ず) 三介のときいりるとに

なれば。くれは今度めくの

件に限らず理屈とすは

とくても考えられよくとる

()

けい。

だから理屈とすはとくとも

考えられぬ関係徳民の一致協

力した反対もその物種

権利ある個人の財産権

奪われよるとにありてその

ノートの中には何れも触れて

裁 半 戸

あつせんため

すい。

漁業法は漁業生産に肉す

制度をいさし

漁業の便と組合との漁業

権を管理する組合との肉

係、その部阿か

ほとんどの論議の対象と

いさい

乙第三五号証の一回を示して

に及、漁場の計画の樹との

と、公益的の漁業の

と、漁業以外の公益との調

裁 判 所

に、な、ら、う、が、い、ん、だ、と、あ、ら、し、ま、つ、て
 し、よ、ん、だ、か、い、一、民、間、企、業、の、工、場
 誘、致、う、た、め、に、と、に、漁、業、権、を
 放棄、す、る、場、合、の、憲、法、二、九、条、と
 の、周、係、と、い、く、の、何、ら、う、イ、ト、に
 は、金、銭、を、生、て、い、ま、せ、ん、と、い、た、
 ね、

はい

る、は、あ、り、た、個、人、の、意、見、も
 法、院、に、あ、り、た、た、の、お、尋、ね
 し、ま、す、け、れ、ど、も、あ、り、た、か
 知、ら、ず、あ、ら、う、れ、よ、自、分、の、意、見、は
 人、の、賦、税、権、か、自、分、の、意、見、は

多敷法 ありは特別の
 之法に於て 奪われし
 補償に因りて 奪われし
 一般的になされ 奪われし
 とすすけられ 奪われし
 とすすけられ 奪われし
 多敷法のみによつて
 關係國民の 当該關係部
 國民の総反 對にも
 奪われし 奪われし
 補償をとり 補償をとり
 明瞭な基準 規則あり



のまじりものか何か
かすか

あーあ
あーあ
あーあ

250

251

農地解放

たのきと存知すぬ

くれば全廻場合か簿い

ければとも

いずれにしても個人

意思財産権者の意思に反し

る奪われぬ財産の補償に

金く

ありせんわ

これ何明確な基準といふのは

ないんぞ

いえ、あつ土地収用法、適正

法三九条、公益徴収の例は

おついでいす

いま、今聞いておついで

のは、さういふやなくて、三九条の

場合は別の関係におついで

し、おついでいふ

さういふと、いふ

よわ

今、おついで



○

○



本件を以て問題に於ては、
 一社企業のためには多数決、
 多数決決裁はとるべきであらうたか
 らい、と付除いて了すや、
 本件の場合には大變な問題に
 受けられとも、平続か正事
 全部踏まえてきたと仮定
 した場合に、本件に限らず
 全国各地に、事細考之られ得
 べき関係者の意見に反して
 べき適民の適場か放棄され
 べき場合、さういふ場合
 には、さういふ場合に反して



適場を奪われた適民に於て
補償の差降としく、
ありきでんぬ。

適業権の一部を放棄としく、
けい

業喪失といふか、
けい

総会を放棄する手續としく、
場

合、
一般的に行使規則

の廃止の手續、
変更廃止に

周すの手續も、
取つて、
慣行として

は、
慣行として、
慣行として

り、
慣行として、
慣行として

適業権

裁判所

自体的な変更するものな
事能はは事能行候の度
更を承たす事能だと
可いす。

乙第 三 号証 の 三 さ 布 一 七

昭和四年三月二日 開催された
臨時総会の一議事録を以てす。

控訴人 大分県知事 指定代理人 (伴)

203 何さよ尋ねにならんか。
なよく全尋内の範囲内の

とさよ尋ね下さい。

具体的な問題にたいして



一切、人、に、周、り、て、お、り、ま、す、
せん、から、

被控訴人ら代理人(吉岡)

230

議決事項の四項のうち、
区第九一号第一種正画漁業
行規規則、これを廃止すべし
と、議決事項、か、あ、ら、ん、と、す
け、れ、お、も、先、程、の、証、を、列、せ
た、に、一、般、的、に、い、う、し
て、お、も、い、う、と、す、か、
し、て、い、う、と、す、か、
漁業の放棄とか、喪失とか
い、う、と、す、か、

230



盛んに行われたい事うけれども
 そろそろな場合には知事下
 変更の手続か何かし事か。
 そろそろ必要はらさい事せん。
 主事月の一部放棄、いゆゆ
 証人のいゆ 通場の一部縮小を
 認めた場合にどういふ不都合
 が起るかといふ 問いに答へ
 にかゝりきつたぬ

けいけい
 そろいふ不都合が起つた事
 例か今ある事あり事か。
 といひますのは、見許した



255

ため下起った不都合の寺例
ふすか

リヤソク、見許を申請してけし

からんといくらもなるとに

たたとえは、不都合な寺例

申請か、あつた場合、縮小の

不免許を分けた、それか

不都合を、あつた、た、寺例

の、い、ま、か、

の、い、ま、不免許に、た、い、

寺例

私に記憶の、い、ま、ん、

長崎県立 大塚の

先程もうちきと証人下になつた
し、乙第三五号証人も、

質問いたしき、たけれども

新道法といくのも、結局道民

に對する期待の乏になつて了

ると、質問意いありせんぬ

さうさうに考えてありせん

だから、今に証人下になつた

りた、さうに不都合な一部放棄

さした、事例などお聞きになら

ていない、だういふ、思ひ、

けれども、具体的に考えられ
るものも、埋之、次々に



進 隣 の 漁
 場 母 子 不 理 之 子 丁 と
 波 及 損 害 と 知 ら ず 葦 刈
 適 寺 波 及 的 な 影 響 を 受 け ず
 中 波 及 的 な 影 響 を 受 け ず
 何 と 人 と 適 場 と 使 え ぬ
 く び た 場 合 に 考
 漁 場 を 一 部 漁 民 が 放棄 する
 と いく 寺 例 及 寺 終 具 体的 に
 考 え ら れ る と 思 へ ぬ 予 け
 れ ば も ち ろ う け る と さ べ
 漁 民 が 漁 民 の 総 合 な どの 予
 読 に 考 へ る 予 け

かして何か不都合があるか
か。

酒業法の面からいえる

放棄するといふこと

一部すると自給が不都合

乙のせいす

酒場を有効に利用し

と意味に及いて

すくと自給が不都合

は

酒業法からいえる

一私企業のために放棄する

と自給も不都合があるか。

240

酒 ちやくにけいさかと
目いすす
酒 ちやくと自注かぬ
けい。

被控訴人ら代理人(岡村)

247

現行の夫月酒業権は明治酒業
法としいすすりれとも、明治
酒業法のちとぶの専用酒業権
を引き継いだものだと
すすりたわ
けい。

240

それとあと特別区酒業権
すか。

特別通茶種と是置通茶種

の部をいふ

ほとんどの専用通茶種を引き

越したるものと

いふたぬ

けい

251

明治通茶種つもとるの今

しつた専用通茶種は

る見許にあら

仕組みにあら

すね法利と仕組みは

地先水面専用通茶種の見許

にあら

○

○



田舎

及南校附 九七の一

25

敷

挿条の専用適茶種は適茶法
施行時一定期限内に届出た
りしかるに免許されず
敷からいいまいて地先水面専用

適茶種と慣行専用適茶種とは

とちうか多かるたのふすか

地先水面専用適茶種のけりか

はふかに多かるたと思ひませ

す

25

現行適茶種に近いむしろ地先水

面適茶種だといふとかか

き

ほい、その編りて、さういふす。

地先水面専用漁業権に肉する限り
 その権利の取得は免許による
 必要あり紐づけあり
 それから免許を受ける権利
 全体的に漁業協同組合にあり
 ありた。しかし現実にそれ
 行使して実際に利益を受け
 るわけは漁民にあり
 漁業関係は明治漁業法のもとに
 おける地先水面専用漁業権と
 現行の共同漁業権なかんずく
 第一種漁業権の場合とほとんど
 同じであるといふ内違ひあり



0

2



と只 厨 遣 い ま っ し ゃ へ ぬ

ほ い ろ う し り な 実 態 石

と さい ま す

敷 か ら っ し ゃ へ ぬ 新 法 施 行 後 に

見 許 さ れ た 共 同 適 茶 種 の 敷 か

明 治 適 茶 法 に お け る 専 用 適 茶

種 の 敷 と ほと ん ど イ コ ー ル 石

く と 何 ぞ 存 知 ぶ っ し ゃ へ ぬ

新 法 適 茶 法 に お け る 専 用 適 茶

ま せん

あ かり せん か

あ かり せん か 明 治 適 茶 法 の

専 用 適 茶 種 の

〇

も新通業法のもとに広げられ
共同通業種のほかに範囲が
広いほうにひろしや、た
ゆるかにゆるかぬ。

はい

実際にはさういふやうな
通業の内容にあつては、い
ゆるが共同通業種の中か
除かれたものに、通場の
かゝるよりも従前よりも
むしろ狭められてしまつた
に、いふに、
実際の見解を、個々の見解



された区域の見許の左下に
 ついては、適場の所産に肉する
 れども、適場の所産に肉する
 従来の特産品・指導方針に
 のつて、適場の所産に肉する
 旧専用品適業種の範囲の
 りも、広い面積を考へ、
 といふことと、さいきゅう
 それ以上の五年の適業法の改正を
 直接のきっかけとして、
 も、その後の適業実態の更
 化、あつた。先程あつたも
 証言された。適業協会の



細合の規模の拡大、それに伴
 う、必然的に酒場区域が広が
 ってきたといふこと、及び、
 不丁か。
 二五年の法改正のめあてに
 従来よりも広くたこと、
 くと、及び、いんじやいん
 か。

二五年の法改正により、
 ろう、いり、制度上、従来
 の周係を、是、
 酒場区域を、切替え、
 にかえらるゝこと、
 制度に

なり、
社会経済的の条件の变化
に、
かえらるゝたもの

も、
と、
因り、

之五年の法改正の直後に、
見解

された、
数、

むしろ、
明治酒茶法の、
に

エ、
専用酒茶権、
に

ん、
す、
に

つ、
新酒茶法の施行の前後、
だ

り、
対比、
数、
共同酒茶

権、
の、
増え、
ん、
だ、
か、
ら

見解、
された、
酒場の、
広さ、
自、
分、
は



25

専用適業種

りも

むしろ

狭く

なつて

さうい

うが

す

ん

けれ

とも

新法施行

の状能

はさ

る

た

が

いん

さ

か

従前

より

狭く

な

ん

い

ん

さ

その

点

に

つ

せん

り

れ

と

わ

か

ら

な

え

え

共用適業種

一

種

か

る

い

さ

す

それで之五年の法改正後に新
 く共同漁業権が免許され
 りよんぶりけりともぬ
 之五年の法改正の直後のつ
 らの後のさうさうな変化はあ
 とか漁業協同組合の規模は
 とかいろいろとさき抜きに
 之五年の法改正の直後の新
 共同漁業権の免許に及
 同いたいんぶりけりとも
 そう時点では共同漁業権の
 といくのは従来の明治漁業
 法のもとに上りよる共同漁業



種々の序属を全分とすれりて
 慣行専用應業種ありり専用
 適業種、さうり序属を全分とされ
 てありた部属とありあり
 さうりいり、実質を備えていた
 村単位とか、さうりいり入念部属
 的実態を備えた適業共月
 紐合に、見せられてありたん
 いやないんふすか、
 現実に、さうりいりやり方か
 多か、たと國といひ
 二五年の法改正のあつけり
 へいりりね。



最高級部 九号の一

たりすよと、新い適業法のもつと
 実際のに見解された共月
 適業法のもつと、
 基本的に明治適業法のもつとに
 ありよそれと変らなからた
 たりよ。変らなからた
 といくと、
 法施行後の実能も、
 わけふすぬ。

基本的な仕組みに
 変つて、
 変つて、
 変つて、

実能に
 従業の明治



260

漁業協同組合に先程全管内の
漁業協同組合が合併した

265

漁業法のもとに漁業協同組合
の発展を備えた共同組合
に昇格された

そのころ五七年の改正に
関係した人も少くも
五七年の改正の申す
の制定は変更廃止に
書面同意の手続が
付加された
わけである



270

漁業協同 九号の一

して少数漁民保護の必要が

生じたといふとき五七年

改正の書面同意の要件が

加された之は理由として説明

されませんからか

一つは理由として説明した

か

つまり五七年の書面同意の

要件が付けられた理由の中には

は漁業協同組合と云ふ字は

実際に行使権を行使してその

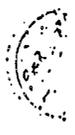
漁業権の利益を享受する人達

とのキヤップが止つきたといふ



211

くとか、通泰法八条、五項、五項の
 立法理由も、説明されて
 いる。たわけなんでしょうね。
 ほしい、内容的に、さうい
 うとにならう。と思ひます。
 ギャップですね。
 三七年改正以前は、そもそも是
 款に、一部の人達にだけ
 行使権を認めて、は、問題
 がある。い、さういふかと。
 さういふ、議論も出て来り
 ましたね。
 ほしい、さういふ議論も



あつたといふことを
音類
に残つてありませう

271

それは奈大上からいへば
改正前の法律に
紐合員は
各自漁業を管む権利ありと
なつておつた
それか理由だ
たんふトヤウ

ええ、さういふ
た
た

272

さうすると、
五七年改正以前
の五年法に
おいては
遼前と
紐合員
の範囲と
行使
の行使
の遼前
の範囲
あり



見許された漁業権の利益を
 直接に享受する人との範囲が
 一致するものと違前にかつて
 ありたんいやないんふすか
 たいていさうかうに理解して
 ぶかろくかと思ひます
 さうぶすね
 一ツの五年法に於いては
 漁業権の全分ある漁業協同
 組合の構成員の範囲と現実に
 漁業権を行使するものと
 する利益を享受する人達とが
 範囲が原則として同一である

o

o



277

だから結果として漁業権の

えた漁業法に於ては

紐合とていふ協同紐合は

建前としてけり協同

たんぱやないんふすか

一致すよとて建前には

かぬ。さうすね。

いふ。五年法を周りに

明治漁業法の場合に

さうして

くとか予是されたる

278



<p>帰属を全分して漁業協同組合</p>	<p>の組合員との範囲と漁業協同組合</p>	<p>の現実に行使して利益を受ける</p>	<p>人との範囲が一致するから</p>	<p>法律上の建前にならざるは</p>	<p>人である</p>	<p>それはなからざるは</p>	<p>なからざるは</p>	<p>はい</p>	<p>273</p>	<p>しかし、あつたは昭和改正以前</p>	<p>には一律漁業協同組合の一部の</p>	<p>人にだけ行使権者の範囲を</p>	<p>限るとは許さぬのと</p>
----------------------	------------------------	-----------------------	---------------------	---------------------	-------------	------------------	---------------	-----------	------------	-----------------------	-----------------------	---------------------	------------------

o

o



277

それか内題にたてあつたと
いふことを認められたわけ
である。

は、そのやうな記録か
是款の是めにすうてき
よと（り）るとき基本にし

て議論が行われたとき

記録に残つてあつた。

資格に肉すゝ限は条文の中
に直接にはなく、組合員は

各自漁業を営むとかある

組合員あるだけ、各自漁

業を営むとかある（きり）



形に於て、条文の
 裁か、ただ、是款に於て
 是ありとしかば、具條
 的行使の方法行使者
 範圍は、行使の時期
 とか、方法、さういふとに
 ても規定すべしといふ
 も、うは、ない、さういふ
 議論からすれば、たんにや
 ないんが、か。

先ず、さういふ、紐合員自
 身から原則的に平等に
 するといふのが、さういふ



出た内題だといふに

思ひます

さういふわけ

とろろか三七年の改正の事待

は先程あつた証言された

りく)に適業協同組合の組合

員の範圍と現業中に適業

種々の利益も受ける行徳種者

の範圍にキヤツプか金い

きたた。ようキヤツプを調整す

ふ必要が生じた。

その不いはゆる青函月急の

要件から立法化されたといふ



くとふすぬ
 けい、ギヤツプか、
 わけりるひ、
 ろう後、ろうギヤツプ、
 広か、こいじん、
 ぶすか、

合併を経済的理由る促進

促進してありぬ
 とくろか、先程ありたの建前
 と現、実の、
 けい、こい、
 たん、たけ、



指導方針にかき及ぼすところありぬ
人いふらん不承か
はい、水産業協同組合法のの面

乙は非常に進めたり

すす

234

三七年法改正以後に漁業協同組合

合併助成法なるといふ法律か

三法それよりすすぬ

それ以前乙はかかたか

と思ひますか

漁業協同組合の合併の促進に

関する法律かこつあるべき

235

237

237

すい。

その一つは、その一つは、あといつは

その一つは、その一つは、あといつは

その一つは、その一つは、あといつは

記憶の証か、記憶の証か、記憶の証か、

記憶の証か、記憶の証か、記憶の証か、

記憶の証か、記憶の証か、記憶の証か、

通業協同組合整備促進法

法律加、昭和五年に、

通業協同組合併成法

の、昭和五年に、

その一つは、その一つは、あといつは

すい、すい、すい、すい、すい、すい、

裁判所



235

いゝ観点ははりてあつたとして
 れはその後、ますますその種の
 争奪がますます必要性は高き
 なるといふことか、いえ、さ
 らぬ。

必要性はともかくとしたし
 ますますそのいふ事態が
 多くなつたといふこと
 と思ふ。

それから昭和五年の法改正の
 あと、漁業法八条の漁業協同組
 合に、漁業種が附属し、組
 員からそれを行使するといふ

既成の仕組みに入念種と同じ
 説明してありただと立案寺局か
 説明してありたるとは存知
 するぬ。水産庁寺局か
 寺局説明は特に覚え
 ありませんか。私自身
 そろそろに考えたり
 す。
 それば少なくとも明治通業
 法のもとにふける現行地共
 通業種の前身たる地先水面
 寺局通業種か入念種とほほ
 同じものあるかとはい
 あり